

NEWSWAVE

発行
株式会社 常陽経営コンサルタンツ

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

譴責が最も多く注意処分→減給 情報管理問題行為への懲戒措置

インターネットや電子メールの扱いで、社員の私的利用や顧客情報・営業機密などの情報漏洩行為に対して、懲戒措置はどういう扱いになるのか。(財) 労務行政研究所が調べたところ、「譴責」が最も多く、注意処分→減給といった比較的軽い処分に集中していた。

しかし「社内機密データを無許可で持ち出し、インターネット上で公開した」「アクセス権のない社内機密データに不正にアクセスし、コピーした」といった悪質性は「懲戒解雇」、特に「無許可持ち出し」は 48.2% が「誡」の扱い。

インターネットでは、システム管理責任者などによる「モニタリング(監視)」を行っているのは 56.8% と過半数に上っている。さらに、「問題のあるサイトへのアクセスはできない」

(58.3%)、「会社で認めていないソフトのダウンロードはできない」(35.7%)などと技術的に制御している企業もあった。このように手数もコストもかけるのは、総じて大企業ほど実施割合が高い。同時に多くの企業が「就業規則」「マニュアル、マナー集」などでルールを文書化し 6 割以上で「呼び掛け」を励行している。

とはいえ誰にも起こりうる携帯電話紛失、電子メール誤送信、(機器を)電車内に置き忘れ、などの“うっかりミス”は譴責処分で済むが、同じ「うっかり」でも建設業、病院などで起こる「ヒヤリハット」は命に懸かわる。情報禍も本人の「誡」だけでは済まされない問題だ。

納税猶予の経産大臣への確認申請 後継者候補が決まれば随時申請可

中小企業の後継者である受贈者が、贈与により経産相の認定を受ける非上場会社の株式等を、先代経営者である親族から全部又は一定数以上取得しその会社を経営していく場合、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等に対応する贈与税の納税が猶予されるのが贈与税の納税猶予制度だが、贈与税の納税猶予に係る経産相への確認申請書は、後継者候補(特定後継者)が決まれば、いつでも申請できる。

贈与税の納税猶予の「経済産業大臣の認定」では、後継者(経営承継受贈者)が「贈与の日において、20歳以上であり、引き続き3年以上にわたり役員であること」が要件とされているが、事前の確認申請時において特定後継者(将来の経営承継受贈者)にはその要件は必要なく、後継者候補

が役員に就任していなくても経産大臣の確認を行うことができるので、「とりあえず申請」しておくことがベターといえる。

一方、贈与税の認定申請については、贈与日の属する年の 10 月 15 日以後(贈与日が 10 月 16 日～12 月 31 日である場合は、その贈与の日以後。贈与の年の 5 月 15 日前に経営承継受贈者又は経営承継贈与者の相続が開始した場合は、その相続開始日の翌日から 5 ヶ月を経過する日以後)に申請を行うことができる。

相続税の納税猶予の場合は、相続の開始の日から 5 月を経過する日において代表者であること、その他一定の要件を具備することを確認した上で、同日以後に申請を行うことになる。